

建築基準法第 44 条第 1 項第 2 号に係る建築審査会包括同意基準

横須賀市建築審査会
令和 2 (2020 年) 年 1 月 1 日

1 趣旨

この基準は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 44 条第 1 項第 2 号による許可の際に、許可申請に係る建築物について、建築審査会が通行上支障がない建築物にあらかじめ同意を与えることにより、その手続きの簡素化を図るものである。

2 用語の意義

この基準において使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

3 適用の範囲

路線バスの停留所の上家又はタクシー乗り場の上家で、道路法に規定されている歩道の部分に設置するもの。

4 要件

次の要件に適合するものであること。

(1) 構造

- ア 主要構造部が不燃材料と同等以上のものであること。
- イ 構造耐力上支障がないものであること。
- ウ 屋根を支える柱は、屋根の片側に配置されるもので、柱が車道側に寄せて設置されているものであること。
- エ 壁状のものを設ける場合は車道側にのみ車道と並行に設置するものであること。
なお、壁状のものは車からの視認性に配慮したものとすること。
- オ 雨水処理が適切に施されたものであること。

(2) 規模

- ア 幅が 2 メートル以下、長さが 12 メートル以下であること。
- イ 上家の下端は路面からの高さが 2.5 メートル以上であり、最高の高さは 3.5 メートル以下であること。

(3) 位置

- ア 建築物及びこれに付随する通行の障害となるものを設置した後においても、歩行者の通行上有効な幅員が 2 メートル以上（歩行者の交通量が多い場所では 3.5 メートル以上）確保されていること。

(4) 周辺の土地利用に対する配慮

ア 周辺建築物の通風、採光等に著しく影響を及ぼさないものであること。

5 関係機関との協議

道路管理者、警察署長その他の関係機関から通行上支障がない旨の承諾が得られているものであること。

6 近隣住民等との協議

予め計画内容について近隣住民等と協議を行うなどし、その理解が得られるよう努めること。

7 建築審査会の同意

この包括同意基準に基づく許可の同意については、既に建築審査会が同意したものとみなす。

8 建築審査会への報告

特定行政庁は、この基準により法第44条第1項第2号の許可をしたときは、許可の後初めて開催される建築審査会に対して、許可に係る建築計画の概要を報告しなければならない。

附 則

この基準は、令和2年1月1日から施行する。

参考

